

重要 - ご使用になる前に必ずお読みください。

拝啓、お客様におかれましては、益々ご隆昌のこととお慶び申し上げます。平素は格別なるご高配を賜りまして誠に恐縮に存じます。

また、この度は弊社の製品（以下「本製品」といいます）をご採用下さいましてありがとうございます。本製品のご採用にあたり、本製品に同梱しておりますソフトウェア製品（以下「本ソフトウェア製品」といいます）につきまして、お客様にて本製品と共にご使用になる前に以下の「使用許諾契約書」（以下「本契約書」といいます）を必ずお読み下さい。本契約書は本ソフトウェア製品に関して、お客様（個人、法人を問いません）と弊社株式会社サニー技研との間に締結される法的に有効な契約書でございます。お客様にて本ソフトウェア製品をご使用頂くにあたっては、本契約書の内容にご承諾頂けることが条件となります。本契約書にご承諾頂ける場合には、巻末添付の「同意書」に必要事項をご記入、ご捺印の上、本製品の購入先までご返送下さい。なお、「同意書」をご返送頂けない場合でも、本ソフトウェア製品の梱包シールを剥がされました場合にはその時点、または、本製品の取得後7日以内に何等のご連絡のない場合には、その期日が経過した時点で本契約書にご承諾頂けたものと看做させて頂きます。本契約書にご承諾頂けない場合は、本ソフトウェア製品の梱包シールを剥がさずに本ソフトウェア製品を未開封のままとして頂き、直ちにご連絡頂ければ、本契約書に同意頂けない部分につき誠意をもって協議させて頂く等、個別に対応させて頂きます。なお、本製品及び本契約書の内容につきまして、ご質問等ございましたら本製品の購入先までお申しつけ下さいますよう宜しくお願い致します。

敬具
株式会社サニー技研

本製品に関するお問合せ先：
所在地：兵庫県伊丹市西台3丁目1番9号
会社名：株式会社サニー技研
TEL：072-775-0339 FAX：072-778-1709
E-Mail Address：info@sunnygiken.co.jp

ソフトウェア使用許諾契約書

お客様（本契約書末尾の「同意書」に記載した法人の部署又は個人、以下「甲」といいます）と株式会社サニー技研（以下「乙」といいます）とは、本ソフトウェア製品につき、以下の通り契約するものとします。

第1条（用語の定義）

1. 本契約において使用される以下の各用語の意味は、次の定義の通りとします。
 - (1) 「本製品」とは、乙が自社の製品として甲に提供する、指定システムと接続して使用するコンパクト・エミュレータシステム（形名：S3062PT-CPE）をいいます。
 - (2) 「本ソフトウェア製品」とは、乙が本製品に同梱してCD-ROM（マスターディスク）の形態で提供する、ソフトウェア製品（乙の製品名：PD30S）で、本製品を制御する機能を有するプログラム（以下「本プログラム」という）及び本プログラムに関する技術資料（電子文書、又は印刷物の形態で提供されるマニュアル等の技術資料）をいいます。
 - (3) 「指定システム」とは、本プログラムを動作させる甲が所有・管理し、使用する1台のコンピュータ・システムをいいます。なお、ネットワークを使用している場合には、本プログラムを実行する中央処理装置を持つ1台のコンピュータ・システムをいいます。
 - (4) 「本目的」とは、甲においてルネサステクノロジ製マイクロコンピュータを搭載した甲のシステムを開発・評価することをいいます。
 - (5) 「指定技術者」とは、本契約書末尾の甲欄に記載する甲の部署に所属する技術者をいいます。

第2条（使用許諾）

1. 乙は甲に対し、本目的を履行するために限り、本ソフトウェア製品について、以下の全世界にわたる譲渡不可、非独占的な権利を許諾します。
 - (1) 指定技術者が本プログラムを指定システムにインストールして使用すること。
 - (2) バックアップ用の本ソフトウェア製品を一部に限り複製すること。なお、バックアップ用に複製された本ソフトウェア製品を「本複製物」といいます。
2. 甲は、本契約において許諾される場合を除き、本契約による使用権を譲渡し、本ソフトウェア製品を使用、複製、譲渡、レンタル、又はその他の処分、若しくは第三者に再実施許諾してはならないものとします。
3. 本契約で明示的に規定されている権利のみに限り、乙は甲に対して、本ソフトウェア製品の使用を許諾する。乙は甲に対して、本ソフトウェア製品について本契約において明示的に許諾した権利を除いて乙の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、半導体回路配置利用権または営業秘密に基づく何らの実施権、使用権または利用権をも許諾するものではありません。

第3条（複製物の取扱い）

1. 甲は、本複製物の保管場所、及び本プログラムをインストールした指定システムを記した適切な記録を保持し、乙から要求があった場合は、速やかにその記録を乙に開示しなければならないものとします。
2. 甲は、本ソフトウェア製品(本複製物を含む)に含まれている著作権表示を取り除いてはなりません。
3. 甲は、本ソフトウェア製品(本複製物を含む)をリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルしてはなりません。
5. 本条の定めは、本契約終了後もなお有効とします。

第4条（本ソフトウェア製品の権利）

1. 本ソフトウェア製品(本複製物を含む)の著作権は、乙が許諾を受けたライセンサーに帰属するものであり、本契約のいかなる条項も、甲に斯かる著作権の全部又は一部を譲渡するものではありません。
2. 本条の定めは本契約終了後もなお有効とします。

第5条（サポート）

1. 乙は、本契約期間中、本ソフトウェア製品の不具合、バージョンアップ及び本ソフトウェア製品に関する問合せ等を行う手続きに関しては、乙が開設するホームページ上、又はその他の手段によって乙が適切と判断して情報提供等を行います。また、本規定に従い情報提供としてソフトウェアを提供した場合には、当該提供したソフトウェアは、本ソフトウェア製品として看做し、本契約上の義務を甲は遵守するものとします。なお、バージョンアップに際しては、甲へマスターディスクの提出を請求することができるものとします。
2. 本条の定めに従い、乙が甲に対し行う情報提供等に関して、乙に費用が発生した場合には、合理的な範囲内で当該費用を甲に請求できるものとします。

第6条（乙の免責）

1. 乙は、本契約第5条で定めるものが、本契約における乙の唯一の責任とし、本ソフトウェア製品に起因する問題、及び本ソフトウェア製品の甲での使用等に関して、甲がいかなる損害を被った場合であっても、乙は甲に対して、一切の保証責任及び一切の担保責任を負わないものとします。従って、本ソフトウェア製品に関して発生した問題は甲の責任および費用負担によって処理されるものとします。
2. 本条の定めは本契約終了後もなお有効とします。

第7条（秘密保持）

1. 甲は、本ソフトウェア製品（本複製物を含む）及び本契約に関連して乙が秘密と指定して甲に開示する情報（以下「秘密情報」という）を、秘密に保持し、その全部または一部を第三者に開示又は漏洩してはならず、本目的以外に使用してはならないものとします。
2. 前項の義務は、次の各号のいずれかに該当するものには及ばないものとします。
 - (1) 甲が秘密情報を受領したときに既に所有していた情報。
 - (2) 甲が秘密情報を受領したときに既に公知であった情報。
 - (3) 甲が秘密情報を受領後、甲の責によらず公知となった情報。
 - (4) 甲が秘密情報に基づかず独自に開発した情報。
 - (5) 行政庁または裁判所から開示を求められた情報。但し、この場合、開示に先立ち甲は書面により乙に通知し、乙に当該開示に異議を申し立てる機会を与えなければならないものとします。
3. 本条の定めは本契約終了後もなお3年間有効とします。

第8条（契約期間と終了）

1. 本契約は、巻末添付の「同意書」記載の日、本ソフトウェア製品の梱包シールを剥がした時、または、本製品の取得後7日以内に何等のご連絡のない場合には、その期日が経過した時のいずれか早い日より発効し、下記の各号により終了するまで有効に存続します。
 - (1) 甲が乙に対し、1ヶ月前に書面通知を出すことにより、本契約に基づく使用権を終了させたとき。
 - (2) 甲が本契約のいずれかの条項に違反した場合であって、甲が乙からの当該違反を是正する書面による通知を受領した後相当な期間を経過してもなお当該違反が是正されないとき。
 - (3) 甲が次の各号の一つにでも該当したとき。
 - (イ) 第三者からの差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立てを受け、又は破産、特別清算、民事再生、会社整理、会社更生手続の開始の申立てを受けたとき、若しくは自ら申立てたとき。
 - (ロ) 監督官庁から営業停止又は営業免許取消若しくは営業登録の取消しの処分を受けたとき。
 - (ハ) 営業の廃止若しくは変更又は解散の決議をしたとき。
 - (ニ) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - (ホ) その他、甲に不信行為があり、あるいは財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
2. 前項の規定にかかわらず、本契約が終了した場合といえども、本契約の各条項においてこれと異なる期間を定めている場合には当該定めが優先します。

第9条（本契約終了後の義務）

1. 甲は、本契約が終了した場合には、その終了の日から15日以内に本ソフトウェア製品（本複製物、を含み、印刷物の技術資料を含む）を乙に返還し、指定システムにインストールしたすべての本プログラムを電子記憶媒体等から削除又は破棄し、甲は乙の要求によりその削除又は破棄した旨を証明する文書を1ヶ月以内に乙に提供するものとします。
2. 本条の定めは、本契約終了後もなお甲の義務が完了するまで有効とする。

第10条（その他）

1. 本契約に規定のない事項、及び甲乙間に生じた疑義については、甲乙協議のうえ解決するものとします。
2. 前項において、甲乙協議により解決を図ったにもかかわらず、甲乙間にて紛争が生じた場合には、乙が指定する裁判所を管轄裁判所として解決することとします。
3. 本条の定めは本契約終了後もなお有効とします。

以上

2003年10月31日

株式会社サニー技研